１．議事日程（令和８年第３回北広島町議会臨時会）

令和８年７月３１日
午前１０時開会
於　　議　　場

日程第１		会議録署名議員の指名について
日程第２		会期の決定について
日程第３	報告第１３号	専決処分の報告について （町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第４	報告第１４号	専決処分の報告について （町有施設利用中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第５	報告第１５号	専決処分の報告について （北広島町子ども第三の居場所開設工事の変更契約について）
日程第６	議案第５５号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第７	議案第５６号	工事請負契約の締結について （北広島町立千代田中学校ほか屋内運動場空調設備整備工事）

２．出席議員は次のとおりである。

１番　亀　岡　純　一	２番　宮　本　裕　之	３番　坂　本　伸　次
４番　石　坪　隆　雄	５番　佐々木　正　之	６番　伊　藤　　淳
７番　中　村　　忍	８番　沼　田　真　路	９番　伊　藤　立　真
１０番　泉　田　暁　彦	１１番　敷　本　弘　美	１２番　湊　　俊　文

３．欠席議員は次のとおりである。

な　し

４．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	箕　野　博　司	副　町　長	畑　田　正　法	教　育　長	増　田　　隆
芸北支所長	村　竹　明　治	大朝支所長	福　田　透　江	豊平支所長	上　田　久美子
総務課長	中　川　克　也	財政政策課長	国　吉　孝　治	まちづくり推進課長	田　中　淳　之
こども家庭課長	芥　川　智　成	建設課長	藤　井　尚　志	消　防　長	笠　道　宏　和
教育課長	植　田　伸　二				

５．職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長　　三　宅　克　江　　議会事務局専門員　　大　内　由美子

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

午　前　１０時　００分　開　会

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（湊俊文）　おはようございます。本議会における服装はクールビズとすることにしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するよう努めてください。採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年第３回北広島町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、２番、宮本議員、３番、坂本議員を指名いたします。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定について

○議長（湊俊文）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日３１日の１日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文）　ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日１日に決定いたしました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第３　報告第１３号　専決処分の報告について

○議長（湊俊文）　日程第３、報告第１３号、専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司）　それでは報告第１３号につきまして概要を説明します。議案集の４ページをお願いします。報告第１３号、専決処分の報告について。地方自治法第１８０条第１項の規定により、事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第２

項の規定により、これを報告するものです。以上詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文）　建設課長。

○建設課長（藤井尚志）　報告第１３号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集４ページ、５ページをお願いいたします。地方自治法第１８０条第１項の規定により、議案集５ページ、専決処分第１１号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和８年６月１８日専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。１、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。２、事故の概要は、令和８年５月１９日午後３時３０分頃、南方字水越２６５３番１付近、町道木次石井谷線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより左側前輪タイヤを損壊したものです。３、和解内容は、（１）町は相手方に対し、損害賠償として５９４０円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（２）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上２点でございます。４、損害賠償額は５９４０円で、内訳は、タイヤ交換費総額１万４８５０円の４割でございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文）　本件についてこれより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第１３号、専決処分の報告について、報告を終わります。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第４　報告第１４号　専決処分の報告について

○議長（湊俊文）　日程第４、報告第１４号、専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司）　それでは報告第１４号につきまして概要を説明します。議案集の６ページをお願いします。報告第１４号、専決処分の報告について。地方自治法第１８０条第１項の規定により、事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告するものです。以上詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之）　報告第１４号、専決処分の報告について、まちづくり推進課からご説明申し上げます。議案集６ページ、７ページをお願いします。地方自治法第１８０条第１項の規定により、議案集７ページ、専決処分第１２号のとおり、町有施設利用中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和８年７月１５日専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。１、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。２、事故の概要は、令和８年５月３０日午後１時１５分頃、都志見字坂谷１２６０９番、道の駅豊平どんぐり村において、施設駐車場内の木製グレーチングの上を歩いて通過した際に当該グレーチングを踏み抜き、転倒し、負傷したものです。３、和解内容は、（１）町は、相手方に対し、損害賠償として３万１４１２円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（２）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上２点でございます。４、損害賠償額は３万１４

１２円で、内容は、治療費及び慰謝料でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文）　本件についてこれより質疑を行います。質疑はありませんか。４番、石坪議員。

○４番（石坪隆雄）　４番、石坪でございます。和解内容の（１）のところで、町は相手方に対して損害賠償を３万１４１２円の支払いをするというふうに書いてありますけども、本来、この豊平どんぐり村というのは指定管理の地域内に属しているというふうに私は認識をしておりますけども、なぜ町がこの損害賠償額を決定をして和解をして支払いをしたのか、その理由と根拠をお願いしたいと思います。それからもう１点でございますけども、町と指定管理者が損害賠償責任の分担が条項で記載をされていると思いますけども、その分担がどのように記載をされているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之）　本件事案に際しましては、先ほどご説明いたしましたとおり、５月３０日の土曜日に発生いたしました。指定管理者から役場支所のほうへ連絡が入りまして、即時的に職員が現場に向かい対応したところでございます。その際、負傷者の方、右足を負傷、転倒によって腰も負傷というようなことを伺っておりますけども、その際即時的に対応ということがありました。町においても、もちろんそのような事案に際して対応すべく保険加入をしておるところがございますので、即時的に町のほうで対応するということを申出をさせていただきまして対応を進めてきたところでございます。条項的なところの分担はというところでございます。指定管理につきましては当然協定を結んでいるところです。その条項の中で保険部門のところがございます。町のほうが加入すべきものということで保険を掛けておくということでございますけども、まず一つが火災保険、もう一つは動産総合保険というものを町の分担として掛けております。一方、指定管理者のほうになりますけども、そちらのほうは賠償責任保険と食品営業賠償共済というのに入りましょうということで協定を結ばせていただいているところです。責任の分担がどうなってるかというところでございますけども、保険に入るというところの分担というのは先ほど申し上げましたとおりでございます。そのほか今回の事案のように事故が発生した、その場合の賠償はどうなるかというところだとは思いますけども、町も所有者としては当然責任は免れることはできない。そこはあるとは思いますけども。あとは甲と乙と、どれほどどちらにどう責任があるかというような話になろうかと思うんですけども、その辺のところは、双方の保険事業者の間でのちょっと調整を今していただいているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文）　石坪議員。

○４番（石坪隆雄）　指定管理者が損害賠償の保険に入っておられるということでございますので、本来ですと、指定管理者が保険会社と契約をしているはずですから、そことの協議の上支払いをする、そして和解をするというのが本来の姿だというふうに私は思っていますけども、再度どうでしょうか。

○議長（湊俊文）　副町長。

○副町長（畑田正法）　今回の責任者はどこかということでございますけども、この施設についてはご指摘のとおり指定管理で運営しているとこであります。指定管理の内容とすれば、この施設の運営と軽微な維持管理というのは指定管理の内容であります。基本的な施設の管理部分については町が行うというのが基本でありますので、今回の事案につきましては、基本的な施設、ハード部分の側溝、これは町が管理すべきものと思っておりますので、町の総合賠償保険で対

応いたしました。運営上で事故なりがあれば、そこはまた指定管理者の責務となってくると思いますけども、今回の事案につきましては施設のハードの管理の瑕疵が町にあったというところで、町の総合賠償保険で対応したということでございます。

○議長（湊俊文）　石坪議員。

○４番（石坪隆雄）　確かに言われるように町の責任ということでございますけども、本来ですと、町が掛けてる保険の部分については、老朽化や構造的欠陥、これによって補償するという形に私はなるというふうに思いますし、それから木製グレーチングですか、それについては私ちょっと見に行ったんですけども、そんなに高額なものではないというふうに思いますので、日常的な管理の範ちゅうだというふうに私は思っております。そのため、再度言いますけども、指定管理のほうで支払いをするのが本来であったのではないかというふうに思います。以上です。

○議長（湊俊文）　副町長。

○副町長（畑田正法）　議員の思いはそうかも分かりませんけども、グレーチングそのものは１枚１枚の管理ではございません。ある程度の範囲を定めての管理でありますので、しかもこの木製については、先ほどありましたように老朽化、かなり長い間ここを替えてないというところもありまして、そこは全体的な町の管理の瑕疵というふうには思っております。そのために今後こういうふうな事故が起こらないようにという対策も町として行うというのが扱いとして、町の本来の取組だと思っております。

○議長（湊俊文）　９番、伊藤議員。

○９番（伊藤立真）　９番、伊藤立真です。先ほどの副町長の答弁にもちょっとかぶるところはあるんですけども、この木製グレーチングの上を歩いて通過した際に踏み抜いたということ、これ腐食によるものなのかどうか、まず確認します。

○議長（湊俊文）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之）　事故後の現場写真を確認というところで、私の中ではとどまってはおりますけども、その写真を見る限りは腐食があったのではないかと推測されます。以上です。

○議長（湊俊文）　伊藤議員。

○９番（伊藤立真）　腐食によるというふうなことのようですけども、このどんぐり村内、先ほど副町長の答弁にもあったように、エリアの中、かなり木製グレーチングの場所があります。昨年のそば祭りのときも、大広場の中の排水溝の木製グレーチングのところにも立入禁止のようなバリケードするような状況にあったというふうに認識もしてるので、同じように老朽化してる箇所が複数既にある。危険な場所もあるというふうな認識はされてるんだと思います。こういった中で今回このような事案が発生したというのは残念なんですけども、今後、そういった今の設備の修繕なり改修なり対応なり、これをどういうふうに考えてらっしゃるのか、伺います。

○議長（湊俊文）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之）　議員ご指摘のとおり園内にはかなりの延長の木製グレーチングをかけた側溝がございます。このたびの事案を受けまして、支所とともに園内を歩かせていただきまして、箇所の把握に努めているところでございます。今後の修繕の計画につきましては、緊急的にまずは事故がありました水路を木製から鉄製に替えるという作業に入ります。そのほか園内には当然排水路ということになりますと、集水ますが何か所かございます。その部

分につきましても、安全の観点から、まず先に鉄製のものに替えようということの計画を立てまして、今実施に動いているところでございます。そのほか園内に、道沿いにはやはり現在でも木製のグレーチングというのは残っておりますけども、そこは計画的に、景観のこともあったりしますので、その辺のところは順次関係課とちょっと調整を取りながら、予算を確保して進めていきたいと考えているところです。

○議長（湊俊文）　８番、沼田議員。

○８番（沼田真路）　８番、沼田でございます。今回、事故は非常に残念なんですけども、指定管理者との中で、委託契約の中で点検報告が上がってきてると思うんですが、その定期的な点検、報告の中では、そういった危険箇所があるというふうな報告が上がっていたのかなかったのか。そして今回全体を行政のほうで、町のほうでまた点検をしたよということですけども、指定管理者と一緒に回って、しっかりそういったことをチェック、それから今後も発生しないような報告、全体的な点検をしっかりするようにという指導等、そういったことをされたのかどうか、伺います。

○議長（湊俊文）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之）　まず、１つ目の点検報告ということは受けているのかというとこでございますが、申し訳ございません。ちょっと手元に資料がございませんし、私のところで確認はそこのところはできておりませんが、ちょっと今後確認作業いたします。それと次の、この事案を受けて点検に回ったと、先ほど申し上げましたことにつきましては、管理者共々これから安全点検については、しっかりとさらに、二度とないということはなかなか難しいかもしれないんですけども、点検して、次回同じようなことがないように対策を取りたいと思います。

○議長（湊俊文）　沼田議員。

○８番（沼田真路）　指定管理施設たくさんありますんで、しっかり指定管理者と連携を図っていただいて、事故のないように取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（湊俊文）　ほかに質疑はありませんか。２番、宮本議員。

○２番（宮本裕之）　２番、宮本です。負傷する場合は恐らく慰謝料が発生すると思うんですが、負傷の割合によっても保険会社との交渉があると思うんですが、今回の治療費及び慰謝料の割合教えていただきたいと思います。

○議長（湊俊文）　総務課長。

○総務課長（中川克也）　今回の保険を使っての慰謝料等につきましては、治療費、それから通院費、それからお仕事されておりましたので休業損害、それから傷害の慰謝料ということで、１０分の１０、町のほうで見させていただきます。

○議長（湊俊文）　金額は。総務課長。

○総務課長（中川克也）　申し訳ございません。慰謝料はトータル３万１４１２円のうちの１万７２００円が慰謝料でございます。

○議長（湊俊文）　ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第１４号、専決処分の報告について報告を終わります。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第５　報告第１５号　専決処分の報告について

○議長（湊俊文）　日程第５、報告第１５号、専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司）　それでは報告第１５号につきまして概要を説明します。議案集の８ページをお願いします。報告第１５号、専決処分の報告について。地方自治法第１８０条第１項の規定により、工事請負契約を変更することについて専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告するものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成）　報告第１５号、専決処分の報告について、こども家庭課からご説明いたします。議案集８ページから９ページをお願いいたします。議案集９ページ、専決処分第１３号のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、令和８年７月１７日専決処分しましたので、同条第２項の規定により報告いたします。１、工事名、北広島町子ども第三の居場所開設工事。２、工事場所、北広島町有田４９５番地１。３、工期、令和８年３月１０日から令和８年８月１２日。４、変更請負金額、６６９３万５０００円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額６０８万５０００円。５、今回変更による増額、２０３万５０００円。６、請負者、広島県山県郡北広島町春木５１２番地１、石見工業株式会社広島支店支店長小泉義則。７、変更理由、北広島町子ども第三の居場所の開設工事に関わって工事中に仕様等を変更したことにより工事費が増額となったためです。増額となった主な要因は、軒どい、縦どいが当初設計どおりの製品が中東情勢の影響を受け、仕入れ困難となったこと、また、軒先がぜい弱であったため、板金補強処理を追加。土間モルタルの不陸があり床材を貼ることができなかったため、レベリング処理の追加など追加工事が必要となったためです。以上報告を終わります。

○議長（湊俊文）　本件についてこれより質疑を行います。質疑はありませんか。６番、伊藤議員。

○６番（伊藤淳）　６番、伊藤淳です。６月議会において変更が既にあった中で、履行期限の延長というのがありました。その際に資材の受注停止等供給遅延があるんですけども、ほぼ資材の調達はできている。ただ、物の変更などあるかもということで報告なり質疑をしていたんですけども、先ほどの増額内容でいきますと、資材の変更もあるし、工事が追加になったというのが、これは６月議会では質疑等の内容ではなかったので、新たに分かったことなのか、もともと分っていたことなのか、その点をまずお聞きしたいです。

○議長（湊俊文）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成）　この建物につきましては平成２年築の建物でございます。非常に老朽化をしておりましたので、工事を進める中で新たな工事が必要となったため、その後判明したものでございます。

○議長（湊俊文）　伊藤議員。

○６番（伊藤淳）　では、工事の日付は変わらず、これ以上の追加も今のところはもうない、もう少しで使用開始しなきゃいけないということなので、その工事の期限と併せて、これ以上の追加がないかどうかを確認したいです。

○議長（湊俊文）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成）　工事については、ほぼもう完了した状況でございます。そのため

工期の延長はございません。金額についても変更がございません。

○議長（湊俊文）　ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第１５号、専決処分の報告について報告を終わります。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第６　議案第５５号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文）　日程第６、議案第５５号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司）　それでは議案第５５号につきまして概要を説明します。議案集の１０ページをお願いします。議案第５５号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、特殊勤務手当を規定する人事院規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文）　総務課長。

○総務課長（中川克也）　議案第５５号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について総務課からご説明申し上げます。議案集１０ページをお願いいたします。本条例は、大規模災害時において、緊急消防援助隊等として従事した職員に対し支給する特殊勤務手当について人事院規則の一部改正に伴い改正を行うものでございます。改正内容につきましては、活動した日１日につき支給していた特殊勤務手当１０８０円を１４４０円に、活動が日没から日の出時までの間において行われた場合の特殊勤務手当１６２０円を２１６０円に、活動が著しく危険であると認められる場合の特殊勤務手当２１６０円を２８８０円にそれぞれ額の改正を行うものです。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。６番、伊藤議員。

○６番（伊藤淳）　６番、伊藤淳です。この手当の改正は、能登半島地震を受けて自治体ごとの手当の統一化と是正を行うものを受けての人事院勧告だと私は理解してます。その確認をまず一つしたいです。次に、施行が令和８年４月１日からの適用ということで、今現在、熊本地震に隊が行ってると思いますので、そちらに対応するものなのかどうかを確認します。それが２点目です。

○議長（湊俊文）　総務課長。

○総務課長（中川克也）　議員おっしゃいますように、能登半島地震を受けてというか、それを契機に人事院のほうで定められたものでございます。今回の熊本地震につきましても現在消防隊員が派遣をされておりまして、この条例を可決していただきますと、今の出動している隊員にも適用されるものでございます。

○議長（湊俊文）　ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文）　起立全員です。したがって、議案第５５号、職員の特殊勤務手当に関する条例

の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第７　議案第５６号　工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文）　日程第７、議案第５６号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司）　それでは議案第５６号につきまして概要を説明します。議案集の１３ページをお願いします。議案第５６号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、北広島町立千代田中学校ほか屋内運動場空調設備整備工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文）　教育課長。

○教育課長（植田伸二）　議案第５６号、工事請負契約の締結について教育課からご説明します。議案集の１３ページをお願いします。１、工事名、北広島町立千代田中学校ほか屋内運動場空調設備整備工事。２、工事場所、北広島町古保利及び都志見。３、工期、議会の議決があった日の翌日から令和９年３月３１日。４、請負金額、１億１２２０万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額１０２０万円。５、請負者、広島県広島市西区大宮一丁目２７番２０号、旭調温工業株式会社代表取締役粟屋充博。提案理由でございます。令和８年６月３０日に公募型プロポーザルによる当設備整備事業実施の告示を行い、２社の参加がございました。７月２２日に選考会を行い、当事業者を選定の上、７月２７日に仮契約を締結しております。工事内容は、千代田中学校及び豊平学園の屋内運動場に児童生徒、教職員が安全かつ安心して学習できる空調環境の整備に向けた空調設備の設置を行うものです。また、この事業は、脱炭素先行地域交付金の交付を受け、今年度中に設計施工一括方式により行うもので、工事の執行に当たりましては、児童生徒の安全確保を第一に作業工程を実施することとしており、円滑な工事実施に努めてまいります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いします。

○議長（湊　俊文）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。６番、伊藤議員。

○６番（伊藤淳）　６番、伊藤淳です。耐用年数と今後のメンテナンス代、こちらのほうの確認と、併せてどのような採用実績があるのか、その辺からメンテナンス代とかも見えてくるのではないかなと思って、採用実績もお聞きいたします。

○議長（湊俊文）　教育課長。

○教育課長（植田伸二）　まず、耐用年数ですが、業務用２２キロワット以上は１５年と認識しております。業者の提案によりますと、３０年は使えるという提案でございますので、しっかりと大切に使っていきたいというふうに考えております。保守契約のご質問でございますけれども、具体的な提案までまだいただいていない状況でございます。他の先行事例も研究の上、経済面や安全面など総合的に比較検討して必要に応じた予算措置等行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文）　伊藤議員。

○６番（伊藤淳）　次の質問で、デザインビルドということで工期がかなりタイトです。これは交付金や過疎債の関係だと思いますが、プロポーザルということなので、その辺の工期も確実に大丈夫なような確認をしたのかというのをお聞きします。併せて今回は千代田と豊平学園ですが、ほかの地域へこの動きを波及させていくかどうかもお聞きいたします。

○議長（湊俊文）　教育課長。

○教育課長（植田伸二）　この事業につきましては、設計施工一括方式で行うプロポーザル方式ということで行ってまいります。この交付金の交付決定が４月になったということで、また、この財源が今年度中に執行しなければいけないという非常にタイトなスケジュールの中でこの方式を採用し、設計と工事を一体とした事業として、契約の段階から必要な資機材の調達であったり、設計の契約、工事の契約といった作業もこれで、この一つの契約でいけるというところで、この事業をこの契約でさせていただきたいということで、そういったところがメリットでもございます。今後の展開というところでございますけれども、６月補正でこの事業を予算化させていただいたことと、脱炭素先行地域の対象地域内の学校については、今年度と来年度で実施をさせていただくこととしております。他の地域の学校につきましても、来年度以降速やかにできるだけ早く実施をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文）　ほかに質疑はありませんか。５番、佐々木議員。

○５番（佐々木正之）　５番、佐々木です。一つお伺いしたいんですが、電気料全体にキュービクルの変更があった場合はどのようなお考えでしょうか。

○議長（湊俊文）　教育課長。

○教育課長（植田伸二）　この提案では、新たなキュービクルの設置は必要ないということで、キュービクルはこの工事で設置ということはございません。また業者提案の中で、この方式を採用することで、削減率２０％は電気料削減できるという提案もいただいております。以上です。

○議長（湊俊文）　ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文）　起立全員です。したがって、議案第５６号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。これで令和８年第３回北広島町議会臨時会を閉会します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午　前　１０時　４２分　　閉　会

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～